

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人 相生会

社会福祉法人相生会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人相生会（以下「相生会」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬及び費用弁償に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 理事長の報酬は、月額60,000円とする。

2 理事（理事長を除く。）、監事及び評議員の報酬は、会議1回につき8,000円とする。

(費用弁償)

第3条 費用弁償は、社会福祉法人相生会の旅費規程に準ずるものとする。

(支給制限)

第4条 相生会職員を兼ね、職員給与を支給している者及びかほく市職員たる理事若しくは評議員には、報酬及び費用弁償は支給しない。

(支給方法)

第5条 報酬及び費用弁償の支給方法は、相生会給与規程及び旅費規程の支給方法に準ずるものとする。

(公表)

第6条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(その他)

第8条 この規程によりがたい特別の事情がある場合は、理事長において定める額を支給することができる。

(附 則)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(附 則)

平成17年5月26日一部改正 平成16年3月1日適用する。

(附 則)

平成24年3月28日一部改正 平成24年4月1日施行する。

(附 則)

平成29年6月16日一部改正 平成29年4月1日施行する。